

日本美術文化交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、日本美術文化交流協会（以下「日美交」という。）という。

(目的)

第2条 本会は文化の交流をもって、相互の文化意識の高揚を図り、併せてかおり高い地方の時代を確立することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、日輝会美術協会よりの美術作品の寄贈を受け、又は受けようとする市町村をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術作品の相互貸付
- (2) 日輝会美術協会の後援
- (3) 優れた日輝会美術協会会員に対する表彰
- (4) その他の交流

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

2 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 前条第1項の役員は、総会において選任する。

2 名誉会長及び顧問は総会において推戴する。

(事務局)

第7条 事務局は会長の所在市町村に置く。

2 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3 幹事は、役員会に出席し、会務の決定に参加する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は4年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 定例総会は、毎年1回開催するものとし、会長がこれを召集する。

2 会長は役員会の承認を得て、臨時に総会を召集することが出来る。

3 定例総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の制定及び改正
- (5) その他会務運営に関する重要事項
- (6) サミット開催に関する事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、幹事をもって組織し、必要に応じ会長が召集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決を経た事業及び予算の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(サミット)

第13条 本会は、相互の信頼と親睦を図るために、各市町村持ち回りで、年1回サミットを開催する。

(会計)

第14条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって当てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(委任)

第15条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は平成14年7月4日から施行する。

2 日輝会美術交流会規則は廃止する。